

10/28
(火)

住民参加型意見交換会の参加者募集

安心して暮らせる仕組みをみんなで考える「第4回住民参加型意見交換会」を開催します。前回の参加者のほか、新たな参加者も募集していますので、参加を希望される方は 10月22日(水) までに地域包括支援センターへお申し込みください。

- 日 時 10月28日(火) 午後6時30分～8時30分
- 場 所 保健福祉センター 多目的ホール



■詳しくは保健福祉課 地域包括支援センターまで(TEL32-2000)

広報わづさむ お知らせ版

2014. 10. 20
NO. 150

11/1～
13(木)

文化祭共催事業 三浦綾子文学作品展 「三浦文学と北海道『氷点』の物語からみる」

作家「三浦綾子」さんの「氷点」デビュー50周年記念として、パネルや氷点の下書き原稿の複製など、貴重な資料を多数展示します。ぜひ、この機会に三浦綾子の世界を感じてみてください。



デビュー
『氷点』
三浦綾子
一九六四年

- 日 時 11月1日(土)～13日(木)
午前10時～午後6時
※3日(月)、10日(月)は休館日です。
- 場 所 図書館ロビー

■詳しくは図書館まで(TEL32-4646)

11/21
(金)

冬場の食生活改善！ 糖尿病教室

体を動かす機会が減る冬場に向けて、食品の選び方や目安量を確認しておくことはとても大切です。今回は冬を乗りきる食物繊維の摂り方について調理実習をおこないながら学習します。

- 日 時 11月21日(金) 午前9時30分～午後1時
- 場 所 保健福祉センター(2階 調理実習室)
- テ - マ 「食物繊維をかしこく摂って、検査結果を改善しよう」
- 対 象
 - ・糖尿病と診断を受けた方
 - ・糖尿病予備群と言われている方
 - ・そのご家族の方
- 持 ち 物 糖尿病手帳、筆記用具、お薬手帳
(教室に参加したことがある方は、過去の資料もご持参ください)
- 参 加 費 300円
- お申し込み 11月14日(金)までに保健福祉課保健係までお願いいたします。



■詳しくは保健福祉課保健係まで(TEL32-2000)

インフルエンザの予防接種をうけましょう

強力な感染力を持つインフルエンザは、時として大流行し、重症化し、生命に危険が及ぶこともあります。予防接種をうけて、ウイルスから身を守りましょう。

〈接種回数〉

- | | |
|------------|--|
| 年齢 | 回数 |
| ●6ヶ月～13歳未満 | → 2回(接種間隔は2～4週間) |
| ●13歳以上 | → 1回 ※13歳以上でも基礎疾患をお持ちの方は、医師の判断によって2回接種することがあります。 |

〈接種料金〉

予防接種料2,200円のうち、1回につき1,000円を助成し、1回の接種を1,200円でうけることができます。

〈対象医療機関〉

- ☆町立和寒病院(西町 TEL32-2103)
- ☆野々瀬内科小児科クリニック(西町 TEL32-3612)
- ※上記の病院以外で接種した場合、助成はありませんのでご注意ください。



予防接種を希望される場合

10月中旬から予防接種が開始されていますので、接種希望される医療機関へ直接お申し込みください。

■詳しくは保健福祉課保健係まで(TEL32-2000)

保養センター営業時間の変更



11月1日から4月30日まで営業時間が午後3時30分から午後9時までと変更になりますので、お知らせします。

■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納付をお忘れなく！

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間 平成26年11月1日～12月1日

(注) 土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その1/3相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めていただく制度です。

(注) 平成26年分の予定納税基準額については、復興特別所得税の額（所得税額の2.1%）を含めて計算されています。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。

この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成26年10月31日（金）の現況で、平成26年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。（減額申請書は国税庁ホームページに掲載しています。また税務署にも用意してあります。）

※第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成26年11月17日（月）までに減額申請書を所轄税務署に提出してください。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方	納期限（平成26年12月1日（月））に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。 納期限前日までに口座の残高をご確認ください。
その他の方	納期限までに金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。 納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。 また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税ご利用の手続きは、e-Tax ホームページ（ www.e-tax.nta.go.jp ）でご確認ください。

■詳しくは名寄税務署まで(TEL01654-2-2157)

地上デジタルテレビ難視聴対策の支援制度が終了します

国が実施している地デジ難視聴対策のための高性能アンテナ設置などの各種支援制度が、平成27年3月末をもって終了します。

アナログからの移行時に希望された世帯の対策工事は全て終了しましたが、電波の受信レベルが低いなど、テレビが映らない方がいましたら、お早めにご連絡ください。



■詳しくは総務課まちづくり推進係まで(TEL32-2421)